

課 法 11 - 11

令和3年5月14日

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義 様

国税庁課税部法人課税課長

田島 伸二

「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」の更新の周知について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、在宅勤務（いわゆる「テレワーク」）につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、政府としても積極的に推奨しているところです。

先般、当庁においても、テレワークに関する社会的な関心の高まり等を踏まえ、課税関係の明確化を図るため、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を国税庁ホームページに掲載したところですが、この度、別添のとおり、在宅勤務者に対する食券の支給の取扱いについて、FAQを2問（問8及び問9）追加し更新しました。

つきましては、各連合会、各単位会及び各会員の皆様に対しましても当該内容について周知を行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

（国税庁ホームページ：パンフレット・手引）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

トップページ > 刊行物等 > パンフレット・手引 > 源泉所得税関係 >

Q&A関係 > 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）（令和3年4月30日更新）

※ URLの変更はありません。